

議案第68号

多可町職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について

多可町職員の再任用に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和4年12月2日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町職員の再任用に関する条例を廃止する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町職員の再任用に関する条例（平成17年多可町条例第32号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。